

Weekly Report

第273号
平成26年 7月28日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

健康保険における被扶養者の要件は

主に中小企業が加入している協会けんぽから、健康保険の被扶養者について、要件を満たしているかを再確認してもらうため、「健康保険被扶養者状況リスト」が送付されており、今月末が提出期限となっています。

◆被扶養者の範囲や収入要件

健康保険の被扶養者となる方は、主として被保険者に生計を維持されている3親等内の親族で、配偶者や、父母、祖父母などの直系尊属、子、孫、弟妹は、同居していない場合も対象となります。

また、被扶養者の収入要件は、年収130万円未満（60歳以上または障害者の場合、180万円未満）で、かつ被保険者の年収の1/2未満（別居の場合、仕送り額未満）であることです。

◆Q&A

Q. 内縁の妻は、被扶養者になれる？

A. 事実上、婚姻関係と同様の事情にある方は、被扶養者になることができます。

Q. 年収の算定期間は、税法と同じ1月～12月までの1年間？

A. 税法とは異なり、健康保険では、過去におけ

る収入ではなく、被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入額となります（給与収入等がある場合、月額108333円以下）。

Q. 年金なども収入に含まれる？

A. 含まれます。なお、税法上、非課税所得となる遺族年金や障害年金、失業等給付、傷病手当金、出産手当金なども健康保険上では収入に含まれません。

50人以上の企業はストレスチェックが義務に

近年、うつ病などの精神障害による労災の請求・認定件数が増加していることなどの状況を踏まえ、労働安全衛生法が改正されました。

改正法では、医師、保健師などによるストレスチェック（労働者の心理的な負担の程度を把握する検査）の実施を事業者に義務付けることが規定され、27年12月までに施行される予定です。ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間、努力義務とされています。

中小企業の場合、メンタルヘルス対策を整備することは困難ですが、従業員の行動や言動などからいち早く不調を察知し、早期に対応することが重要となります。

熱中症になった場合の対応は

熱中症は、重症度によって、*Ⅰ度（軽症）：めまい、立ちくらみ、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）、大量の発汗など、*Ⅱ度（中等症）：頭痛、吐き気、力が入らないなど、*Ⅲ度（重症）：意識障害、けいれんなどの症状に分けられます。

熱中症になった方がいた場合は、涼しい場所に避難させ、水分補給や水をかけるなどで体を冷やすなどの応急処置を行います。自力で水分を摂取ができない様子や意識障害などⅡ度以上の症状が見られる場合は、すぐに病院に搬送しましょう。